

帰還困難区域(浪江町)に居住していた申立人ら(父母、長男夫婦及びその子)、亡祖父及び亡祖母(いずれも父らが相続)について、過酷避難状況による精神的損害一人当たり30万円の賠償が認められるとともに、各該当者について、平成29年6月から平成30年3月までの日常生活阻害慰謝料の基本部分一人当たり月額10万円、自主的避難等対象区域に滞在したことによる自主的避難等に係る損害一人当たり20万円、平成23年4月から平成30年3月までの米野菜購入費用及び水道代並びに平成23年4月から同年11月までの携帯電話料金に係る生活費増加費用の賠償が認められ、さらに、日常生活阻害慰謝料の増額分として、父について、長男夫婦及びその子との間で家族別離を強いられたことを考慮して平成23年8月から平成30年3月まで月額3万円、長男について、単身赴任となって妻子との間で家族別離を強いられたことを考慮して平成23年8月から平成30年3月まで月額3万円、亡祖父について、要介護の状況で避難したことを考慮して平成23年3月から死亡した平成25年2月まで月額3万円(ただし、直接請求手続における既払金を控除した額。)、亡祖母について、要介護の状況で避難したことを考慮して平成23年3月から平成30年3月まで月額3万円(ただし、直接請求手続における既払金を控除した額。)の賠償が認められた事例。

和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年(東)第〇号事件(以下、「本件」という。)につき、申立人X1、同X2、同X3、同X4、同X5、同X6及び同X7(以下、「申立人ら」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下、「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

第1 表明及び保証

申立人X1、同X6及び同X7(以下、あわせて「相続人ら」という。)は、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- 1 亡Aが平成25年2月〇日に死亡し(以下、亡Aの相続を「一次相続」といい、亡Aを「一次相続被相続人A」という。)、その法定相続人が亡B及び相続人らであること、一次相続の遺産の範囲に一次相続被相続人Aの被申立人に対する損害賠償請求権が含まれること。
- 2 亡Bが令和4年12月〇日に死亡し(以下、亡Bの相続を「二次相続」といい、亡Bを「一次相続相続人兼二次相続被相続人B」という。)、その法定相続人が相続人らであること、二次相続の遺産の範囲に、一次相続相続人兼二次相続被相続人Bの被申立人に対する損害賠償請求権が含まれること。
- 3 一次相続及び二次相続について、相続人らが、一次相続被相続人A及び一次相続相続人兼二次相続被相続人Bらの被申立人に対する損害賠償請求権を承継し、他に知れたる相続人は存在しないこと。

第2 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

第3 和解金額

被申立人は、別紙の損害項目及び期間に対する和解金として、別紙記載の和解金額合計金2172万5922円の支払義務のあることを認める。

第4 支払方法

（省略）

第5 確認条項

申立人らと被申立人は、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通と被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和5年8月17日

（仲介委員 飯田 敏彦）

別紙

申立人 X 1

損害項目	内訳等	金額	期間
日常生活阻害慰謝料（基本部分）	第五次追補第2の2	1,000,000	H29.6.1～H30.3.31
過酷避難慰謝料	第五次追補第2の1	300,000	
自主的避難にかか る損害	第五次追補第3	200,000	H23.4.23～H23.12.31
日常生活阻害慰謝料（増額分）	第五次追補第2の4⑧ 第五次追補第2の4③	3,120,000	H23.3.11～H30.3.31
避難費用	生活費増加（米野菜購入費用）	840,000	H23.4.1～H30.3.31
	生活費増加（水道代）	412,500	H23.4.1～H30.3.31
合計		5,872,500	

申立人 X 2

損害項目	内訳等	金額	期間
日常生活阻害慰謝料（基本部分）	第五次追補第2の2	1,000,000	H29.6.1～H30.3.31
過酷避難慰謝料	第五次追補第2の1	300,000	
自主的避難にかか る損害	第五次追補第3	200,000	H23.4.23～H23.12.31
日常生活阻害慰謝料（増額分）	第五次追補第2の4③	2,550,000	H23.3.11～H30.3.31
合計		4,050,000	

申立人 X 3

損害項目	内訳等	金額	期間
日常生活阻害慰謝料（基本部分）	第五次追補第2の2	1,000,000	H29.6.1～H30.3.31
過酷避難慰謝料	第五次追補第2の1	300,000	
自主的避難にかか る損害	第五次追補第3	200,000	H23.4.23～H23.12.31
日常生活阻害慰謝料（増額分）	第五次追補第2の4⑧	2,400,000	H23.8.7～H30.3.31
避難費用	生活費増加（水道代）	378,000	H23.4.1～H30.3.31
合計		4,278,000	

申立人 X 4

損害項目	内訳等	金額	期間
日常生活阻害慰謝料（基本部分）	第五次追補第2の2	1,000,000	H29.6.1～H30.3.31

過酷避難慰謝料	第五次追補第2の1	300,000	
自主的避難にかかる損害	第五次追補第3	200,000	H23.4.23~H23.12.31
避難費用	生活費増加(携帯電話料金)	45,422	H23.4.1~H23.11.30
合計		1,545,422	

申立人 X5

損害項目	内訳等	金額	期間
日常生活阻害慰謝料(基本部分)	第五次追補第2の2	1,000,000	H29.6.1~H30.3.31
過酷避難慰謝料	第五次追補第2の1	300,000	
合計		1,300,000	

亡 A

損害項目	内訳等	金額	期間
過酷避難慰謝料	第五次追補第2の1	300,000	
自主的避難にかかる損害	第五次追補第3	200,000	H23.4.23~H23.12.31
日常生活阻害慰謝料(増額分)	第五次追補第2の4①	360,000	H23.3.11~H25.2.20
合計		860,000	

亡 B

損害項目	内訳等	金額	期間
日常生活阻害慰謝料(基本部分)	第五次追補第2の2	1,000,000	H29.6.1~H30.3.31
過酷避難慰謝料	第五次追補第2の1	300,000	
自主的避難にかかる損害	第五次追補第3	200,000	H23.4.23~H23.12.31
日常生活阻害慰謝料(増額分)	第五次追補第2の4①	2,320,000	H23.3.11~H30.3.31
合計		3,820,000	

和解金額合計	21,725,922
--------	------------